

診療報酬における医師の技術や能力の評価について

診療報酬における医師の技術や能力の評価については、

- ① 医療法に定める人員標準に着目したもの
→ 著しく下回る（70%以下、50%以下）場合に入院料を減算（注1）
- ② 特に要件はつけずに医師の技術等に着目したもの
→ 人数・配置・専門性は明示していないが、明らかに医師の技術や能力を評価しているもの
（診断料・判断料、生体検査の一部、処置・手術・麻酔等）（注2）
- ③ 医師の配置や技術に着目したもの
→ 専従・専任などの時間的な配置要件及び、経験年数、経験症例数などの医師のキャリアや診療科など医師の専門性を評価した要件
（注3）

等により、実施しているところ。

注1) 医療法標準による医師等の員数の基準と入院基本料の算出方法

	医師又は歯科医師の員数の基準	
	70/100以下	50/100以下
離島等所在保険医療機関以外の場合	90/100	85/100
離島等所在保険医療機関の場合	98/100	97/100

注2) 人数・配置・専門性は明示していないが、明らかに医師の配置を評価しているもの

(1) 診断料及び判断料

検体検査判断料、基本的検体検査判断料、脳波検査判断料、神経・筋検査判断料、核医学診断、コンピュータ断層撮影診断料、コンピュータ断層診断等各種判断料、病理診断料及び病理判断料 等

(2) 生体検査の一部、処置、手術、麻酔

生体検査 約70、処置 約250、手術 約1700、麻酔 約40

注3)【医師の配置や技術等が要件となっている診療報酬項目】

医師「 単独 」の要件	79件
「 医師数 」を評価したもの(2名以上)※	32件
「 経験年数 」を評価したもの※	29件
「 経験症例数 」を評価したもの※	14件
「 診療科を限定 」して評価したもの※	28件
医師を含む「 複数の職種 」を評価したもの	71件
計	150件

※一つの算定項目で複数の条件の組み合わせがある場合は、それぞれ計上している。

配置要件の例)

○A212-2 新生児入院医療管理加算(1日につき)

「専任の小児科の常勤医師が常時1名以上」

○K180 3 頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うもの)

「頭蓋骨形成手術を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として5例以上実施した経験を有する常勤の形成外科及び脳神経外科の医師(当該診療科について5年以上の経験を有するものに限る。)がそれぞれ1名以上配置」

○A237 ハイリスク分娩管理加算

「専ら産婦人科又は産科に従事する常勤の医師が、3名以上配置」

○K843-2 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術

「腹腔鏡下腎摘出術及び腹腔鏡下副腎摘出術を、術者として、合わせて20例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が2名以上配置。」

○M001 4 焦点式高エネルギー超音波療法(一連につき)

「当該手術を主として実施する医師及び補助を行う医師としてそれぞれ5例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師(当該診療科について5年以上の経験を有するものに限る。)が1名以上配置。」

【医師の配置や技術等が要件となっている診療報酬項目数(算定項目部門別)】

A 基本診療料 (入院基本料、救命救急入院料、小児入管等)	62件
B 特掲診療料 (小児特定疾患カウンセリング料、皮膚科特定疾患指導管理料、地域連携小児夜間・休日診療料、てんかん指導料、医療機器安全管理料等)	21件
C 在宅医療 (在宅時医学総合管理料、特定施設入居時等医学総合管理料等)	8件
D 検査(検体検査管理加算、血管内視鏡加算、長期継続頭蓋内脳波検査、人工臓臓、神経学的検査等)	14件
E 画像診断 (画像診断管理加算、ポジトロン断層撮影、冠動脈CT撮影加算等)	10件
G 注射 (外来化学療法加算)	1件
H リハビリテーション (心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料等)	14件
I 精神科専門療法(精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア等)	28件
J 処置(エタノールの局所注入)	2件
K 手術 (内視鏡下椎間板摘出(切除)術、脳刺激装置植込術、人工内耳埋込術、経皮的冠動脈形成術、ペースメーカー移植術、体外衝撃波腎・尿管結石破碎術等)	46件
L 麻酔(麻酔管理料)	14件
M 放射線治療 (体外照射(強度変調放射線治療(IMRT))等)	5件
N 病理 (術中迅速病理組織標本作製等)	2件